

嘉麻市自治推進進捗状況について

令和8年3月
総合政策課

嘉麻市の自治推進制度の概要

① 自治基本条例の位置づけ

- ・本市における自治の基本を定める最高規範
- ・自治の主体は市民であることを明確にし、自治を担う市民、議会、市長等の役割や責務、情報の共有や市民参画などを定める基本原則

② 市民参画の基本原則

- ・市民自治の原則
- ・協働の原則
- ・情報共有の原則
- ・公平、公正の原則

③ 具体的な市民参画の仕組み

- ・情報公開、審議会等の公開及び会議録の公開
- ・審議会等への参画(公募委員)
- ・パブリックコメント、アンケート調査、公聴会
- ・住民投票

④ 自治基本条例の見直し等

- ・5年を超えない期間ごとに、理念及び社会情勢に適合しているか検討
- ・検討機関として自治推進委員会を設置

嘉麻市自治推進委員会

自治推進委員会の役割

- ①市長の諮問に応じ、条例の運用、見直し、その他自治の推進に関する事項の調査及び審議
- ②条例の適正な運用及び見直しに関する意見

自治推進委員会の委員

地方自治に識見を有する者	3名以内
公共的団体等が推薦する者	3名以内
市民からの公募による者	6名以内

※本年度は、前回の検討から5年目にあたるため、令和8年1月23日に第1回委員会を開催し、検討を開始しています。

自治推進委員会(第5期)について

①委員



諮問の様子(令和8年1月23日)
左から大屋副会長、秋吉会長、赤間市長

②諮問

区分	氏名	備考
1号委員	秋吉 俊輔	司法書士・行政書士(会長)
	大屋 正義	嘉麻市行政区長連合会会長(副会長)
2号委員	木下 真智子	嘉麻市PTA連合会推薦
	坂口 清春	嘉麻市社会福祉協議会推薦
	守島 慎一	嘉麻市消防団推薦
3号委員	大田 岱次	嘉麻商工会議所
	西田 浩孝	嘉麻市商工会
	西村 光昭	民間事業者

敬称略、順不同(令和8年1月23日現在)

諮 問 書

嘉麻市自治推進委員会

会長 秋吉 俊輔 様

嘉麻市自治基本条例第37条第1項の規定に基づき、嘉麻市自治基本条例の運用及び見直しについて諮問いたします。

令和8年1月23日

嘉麻市長

赤間 幸弘



自治推進委員会(第5期)スケジュール

内容	令和7年度				令和8年度			
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
委嘱・諮問								
協議 ※必要に応じ条文見直し検討								
答申 ※協議が整い次第								

※自治推進委員会の役割は、市長の諮問に応じ、自治基本条例の運用及び見直しについて調査審議する(条例第38条第2項)ことのほか、条例の適正な運用及び見直しに関し、市長に意見を述べることができる(条例第38条第3項)とされていることから、答申以降も、定期的開催し、随時、現状報告及び意見聴取を行っていきます。